

加古川市が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一覧表

類型	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型	保育所型	小規模型	
対象年齢等	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）
定員	5人以下	6～19人	6～19人	6～10人 （経過措置5年間（平成31年度末まで）は、6～15人）	20人以上	1～19人	-
連携施設	要	要	要	要	一部要	要	居宅訪問型保育連携施設
調理方式	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	-
連携施設等からの搬入	可	可	可	可	可	可	-
設備・面積							
保育室	3.3㎡/人（最低9.9㎡）	1.98㎡/人	1.98㎡/人	3.3㎡/人	1.98㎡/人	1.98㎡/人	-
乳児室	-	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	1.65㎡/人	3.3㎡/人	-
ほふく室	-	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	-
屋外遊戯場・庭 （2歳以上）	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	-
調理設備・調理室	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理室	調理設備	-
医務室	不要	不要	不要	不要	要（0～1歳）	不要	-
耐火基準等 （2階建以上）	火災報知器・消火器設置	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	-
職員							
保育従事者の資格	家庭的保育者 （保育士・保健師・看護師 又は市長が特に必要と認 める場合にこれらの者と 同等以上の知識経験を有 すると市長が認める者で 研修を修了した者）	保育士 （※1） （※2）	保育士（1/2以上） その他市長が行う研修を 修了した者 （※1）	家庭的保育者 （保育士・保健師・看護師 又は市長が特に必要と認 める場合にこれらの者と 同等以上の知識経験を有 すると市長が認める者で 研修を修了した者）	保育士 （※1） （※2）	保育士（1/2以上） その他市長が行う研修を 修了した者 （※1）	家庭的保育者 （保育士・保健師・看護師 又は市長が特に必要と認 める場合にこれらの者と 同等以上の知識経験を有 すると市長が認める者で 研修を修了した者）
人員配置	3：1 （家庭的保育補助者を置 く場合は5：2）	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 に1人を加えた数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 に1人を加えた数	3：1 （家庭的保育補助者を置 く場合は5：2）	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 （全体で2人以上）	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 に1人を加えた数	1：1
嘱託医	要	要	要	要	要	要	-
調理員	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	-
その他	暴力団排除規定 避難・消火訓練	暴力団排除規定 避難・消火訓練	暴力団排除規定 避難・消火訓練	暴力団排除規定 避難・消火訓練	暴力団排除規定 避難・消火訓練	暴力団排除規定 避難・消火訓練	暴力団排除規定 避難・消火訓練

注）網掛け部分は本市独自基準

※1）保健師、看護師、准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

※2）当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士とみなすことができる。（ただし、配置基準上必要となる保育士の数の3分の2以上は保育士資格を有する者を配置しなければならない。）